

5 文庁第 1178 号
令和 5 年 5 月 31 日

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

文化庁長官
都 倉 俊 一

令和 5 年 2 月 26 日付け（令和 5 年 3 月 2 日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案 内閣法制局御説明資料」のうち、令和 5 年 5 月 1 日付けで開示した箇所以外
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案」御指摘事項等とその対応について

2 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）